

令和5年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第14号）						
招集年月日	令和5年9月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年9月15日 午前10時01分			議長	森岡 勉
	散会	令和5年9月15日 午後3時11分			議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	豊永 喜一	○
	2	岩本 恭典	○	9	山口 和幸	○
	3	難波 文美	○	10	永井 英治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆越 てる子	○
	5	橋本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小出 高明	○	13	溝口 峰男	○
	7			14	森岡 勉	○
議事録署名議員	5番 橋本 誠 6番 小出 高明					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	総務課長	山内 悟	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	会計 管理者	土肥 克也	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	企画政策 課長	荒川 誠一	○	農林振興 課長	万江 幸一朗	○
	財政課長	伊津野 博子	○	商工観光 課長	深水 昌彦	○
	税務課長	高田 真之	○	建設課長	酒井 裕次	○
	町民課長	中竹 健次	○	上下水道 課長	鬼塚 拓夫	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	農業委員会 事務局長	橋本 英樹	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第14号）

日程第 1	公共施設マネジメント調査特別委員会の中間報告について
日程第 2	議案第21号 令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 3	認定第 1号 令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 2号 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 3号 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 4号 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第25号 令和4年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について
日程第 8	議案第26号 令和4年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 9	認定第 5号 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第 6号 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	報告第17号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第12	報告第18号 令和4年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第13	報告第19号 令和4年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について
日程第14	報告第20号 権利の放棄について
日程第15	発議第 1号 あさぎり町議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第 1	公共施設マネジメント調査特別委員会の中間報告について
日程第 2	議案第21号 令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 3	認定第 1号 令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 2号 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 3号 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 4号 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第25号 令和4年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について
日程第 8	議案第26号 令和4年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 9	認定第 5号 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第 6号 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	報告第17号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第12	報告第18号 令和4年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第13	報告第19号 令和4年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について
日程第14	報告第20号 権利の放棄について

午前10時01分 開 会

- 議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。
- ◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。ここで追加答弁の申出がっておりますので農林振興課長に許可いたします。万江農林振興課長。
- 農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。9月6日の小見田議員の一般質問におきます再造林率についてということで御質問ございました。お答えをしたいと思います。再造林率につきましては、現在、県において把握を進めている段階でありまして、正確な再造林率を示せる状況にはないということでもあります。したがって、町の再造林率につきましても現時点では算定出来ないということです。その理由としいたしまして、令和2年度以前ですが、伐採後の造林の報告義務がなかったためということです。それから再造林率を算定する元となる情報ですが、伐採届の情報となりますが、伐採から造林の期間が人工造林で2年、それから天然更新で5年以内となっており確認出来ないものはその後2年以内に造林しなければならないことから、最長を7年と長く、伐採地が当年度中に植林、造林されることがほぼないため、現時点においては、再造林率を示すのは困難であるという、県の回答によるものです。以上、答弁を追加答弁を終わります。
- ◎議長（森岡 勉君） 日程第1、公共施設マネジメント調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。委員長の報告をお願いいたします。小見田委員長。
- ◎公共施設マネジメント調査特別委員長（小見田 和行君） 皆さんおはようございます。公共施設マネジメント特別調査委員会の中間報告をさせていただきます。令和5年9月15日、あさぎり町議会 議長 森岡勉様。公共施設マネジメント調査特別委員会 委員長 小見田和行。委員会中間報告書。本特別委員会に付託された事件調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第43条第2項の規定により報告いたします。では、ただいまより中間報告のを読ませさせていただきます。あさぎり町における光ブロードバンド設備、以下、光基盤というは、平成21年度の敷設以降、公設民営の形態により運用を行っている状況であるが、国が成長戦略の重要な柱として掲げているデジタル田園都市国家構想の実現に寄与すべく、今後の在り方について見直しを行っており、1、既存設備の民設民営移行、2、新規事業者による新たな光基盤整備の実現に向け関係者間で協議を実施してきた。特に上記2については、既存の事業者によるサービスにおいて、IPv6等の新技術への対応がなされていないことが町内法人ユーザーにおけるデジタル化への障壁となっている事例が見受けられるなどの状況にあり、町として積極的な対応が求められている。また、町内における農業、商工業、医療、福祉などの業界の代表者を委員とするあさぎり町地域デジタル推進協議会から、町長に対し、新規事業者の参入によるサービス利用の意見書が令和4年12月に提出されている。1、これらを踏まえ推進される光基盤整備事業について、本委員会としても調査事件として、以下の調査の経過のとおり調査を行った。では調査の経過を、議題、審議、内容の順に報告いたします。令和4年9月8日、第26回 議題 旧上庁舎内地デジI

P告知放送機器移転光基盤整備関連について。令和4年9月14日、第27回 光基盤整備関連事業について。内容としまして、大手通信事業者の参入がなければイクスライドのみの可能性はあるが、大手通信事業者にも今後の情報基盤強化のため、参入を望む意見もありました。令和4年11月28日、第29回 光基盤整備について。内容としまして、事業者3者による参考見積りに基づく補助上限案の提示、単年度で実施する人的、物的リソースを集約する必要があるため事業費が割高になる。またIRU契約についても議論がなされております。令和4年12月16日、第30回 光基盤新規整備内容等について。NTT西日本熊本支店、ここはウェブで参加。関西ブロードバンド株式会社、企画政策課を交え、参考人の意見聴取を行っております。続きまして令和4年12月19日、第31回 光基盤新規整備内容等について。この日もまた株式会社QTネット、これもウェブ参加。イクスライド株式会社、企画政策課を交え、参考人の意見聴取を行いました。令和5年1月19日、第32回 光基盤整備について。内容としましてサーバー移転について、工期を9月30日まで。また既存設備の無償譲渡に係る覚書の期日延長について。IRU契約について。続きまして令和5年3月10日、第33回 光基盤整備について。内容としまして募集要項と仕様書について。総務省への要望活動についての質疑応答がありました。令和5年3月14日、第34回 この日は、委員長が交代するための委員長の辞任、選任についてでございます。令和5年6月14日、第35回 光基盤整備に係る公募の概要について。この日は内容としまして、公募型プロポーザルの実施方針について説明を受けております。令和5年7月3日、第36回 光基盤整備に係る公募の概要について企画政策課より説明を受け、内容としまして、プロポーザルの概要について、事業費圧縮の提案も仕様書に盛り込めないか等の意見が出されており、また前回見積りから半年経過している、物価高騰の中、再度の見積りも取得は必要ではないかという意見が出ております。また財源についての質問も行われております。令和5年8月7日、第37回 光基盤整備について。内容としまして、参考見積りの再取得結果に基づいた新たな補助上限額が提示され、また予算計上、契約時期の予定についても説明を受けました。財源につきましては、過疎債。特別分、通常分についての説明を受けております。令和5年8月18日、第38回 光基盤整備について。内容として、プロポーザル実施方針について、委員からの追加要望に対する返答が行われております。最後に令和5年8月28日、第39回 光基盤整備について。光基盤整備に係る第5号補正予算の概要説明を受け、歳出、今年度分の歳出としまして光ブロードバンド整備補助金9,000万円。債務負担行為補正としまして、9億円の予算の説明を受けました。

3、調査中における意見。今回の第6回会議一般会計補正予算第5号において、光ブロードバンド整備事業費として補助金9,000万円。令和6年から令和7年度までの債務負担行為補正9億円が計上されました。これまでの調査過程において多くの意見が出されましたが、多額の投資を行う事業であるため下記の点を留意重視願いたいと思います。記。1、令和4年12月時点で、既存の事業者イクスライド株式会社の加入者は約1,600戸。

◎議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第21号令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第5号についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。ありませんね。補足説明がありませんのでこれから質疑を行いたいと思いますが、質疑は、光基盤整備に関するものとします。質疑ございませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。先の委員会ごとの審査、審査の時に、お尋ねしましたが、債務負担行為、光基盤整備事業に関してございますが、その時点で今後の財源、財政負担についてのシミュレーションを何か検討されてますかということをお尋ねしたいと思います。それに関してちょっとお願いしておりましたので、資料を出して、準備していただいておりますので、これに絡みましてちょっとお尋ねをしたいと思います。出して貰っていいですかね。はい。今、出していただいた資料につきまして、これは右上に入ってます通りあの当初予算の時に財政課のほうからお示しをいただいた資料でございます。これはですから3月の17日現在だと思いますが、ここでちょっと確認をしたいのはですね、この表の1番上の枠、町債の借入れ額見込みですね。1枠目の最上段が個別計画策定時点、それから5年度当初予算編成時比較、これはもう全部財政課の方で試算をいただいた数字でございますが、この数字の比較が、それぞれ毎年度1億ぐらい増えておる。前提条件はですね次のページ2ページ目に前提条件を示してあるんですが、ここで確認したいのは、この時点でこの光ファイバーのについての今回債務負担で9億円、財源は一応過疎債ということですが、この分をどの程度見込ん、この3月の当初予算時点でどの程度見込んでおられるかが1点ともう1点は、ここに差額が出ておりますのである程度加算されてると思いますが、個別施設計画時のそれぞれの施設毎の事業費を見積りされてはいますが、そのあと例えば1例いろんな解体事業もですね、その計画時から事業費は、倍増とは言いませんが50%、60%程度増えてきております。そういった部分がですね、この3月の時点で、どの程度見込まれているかですね。まずその分をちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい、まず光基盤整備事業がこの資料の中でどの程度含まれていたのかという質問でございますけれども、こちらの2ページの地方債基金残高の推定条件というところで、1の（2）に、その他の普通建設事業費分は、過去の実績をもとに一定水準を見込み計上ということで、具体的には、この時点では光基盤を7億円で見込んで計上をしております。あとは、2点目の個別施設計画がどの程度高くなっているのかということについては、ちょっと確認させてもらっていいですか。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

◎議長（森岡 勉君） 会議を再開します。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） あのですねここでこの話を持ち出したのはさっき1番最初申し上げました、先ほど質問にシミュレーションというのは特段していないというお話だったものですから、この段階である程度ですね数字はやっぱ財政として当然されてるんです、その答えが先ほど7億をされてるということで、それがされているということで一応確認をしたかったことが1点ともう一つこの表でいろいろありますけど、要するに個別施設計画との比較をこれされておりますね。それからあと、この2ページ目にですね、経営戦略の投資財政計画をもとに一定水準

見込みを計上しているとか、いろいろあります前提条件ですね。ですから、当初予算編成時には当然財政課としてこういった計画じゃなくて見込みをつくっておられる。それはそれで一つの貴重な数字ですので、で申し上げたいのは、1番、1枠目の比較だけ見ましてもですよ、私はこの表からまた若干動いてると思うんですけどさっき言いました解体事業費なんかも個別計画と比較しますと実線の予算額はかなり増えてますので、そこで加味されてる部分はあるにしてもですよ、その付近がですから、こういった形で計画をされてもそれやっばどうしても今の状況は事業費が増えてきてるんですよ。結果的に5年度負担こんな形になっている。私は、ざっとした見方しますと、この表よりも、もっと今から厳しくなってくるという、思うんですから、今回の光ファイバーもですね、住民要望、大変強い町として大きな案件でしたので、これに取り組んでいくことは当然のことながら先ほど中間報告もございましたが、費用のほうはですねやっば当然いろんな努力をいただくとして、他の事業にも影響しますし、恐らくこれにはですね、水道事業は確か入ってなかったと思うんですよ。3月定例のとき確認したんですが。ですから水道事業とも今から増えて、投資をしていきますということで、今後の財政計画は、こういったその都度やっていただいておりますが、出来ましたらですね、当然やられると思いますが、今総合計画策定されておりますので、当然そこで財政計画もまた見直しを今されているんだらうというふうに想像しますが、私はこういった表がある中で数字はもっと厳しくなる。その一方でですね、ちょっと話が膨らみますが、最近長期金利上がってきております。長期金利上がるということはイコール国の国債の償還負担が増えるということイコールちょっと話大きくなりますが、国の財政が厳しくなる中で、地方財政計画も厳しくなるイコール交付税は、交付税含めて、いろんな面がですね、今から厳しくなる。今ゼロ金利で今の国の公債費ですよ。イコールこれが長期金利が1%上がったら国は10兆円負担増えるんですよ。2%だったら20兆円で、今の国の地方財政計画恐らく30数億だと思う。30、30数兆円だと思いますけど。ということはそこで、ほんのちょっとと申しますか、1、2、1兆円2兆円削られてもですよ、交付税もその分ぼんと影響を受けるわけですね。ですから、ちょっとこれはまだ先の話なんですけども、ということで以前ですね、過去の話ですけど、国の財政は心配ありませんというふうに、今この中で議論をしたときにお答えをいただいたこともあるんですが、私は国の財政厳しくなると思います。イコール町の財政も厳しくなるという前提であったときに、この数字だけ見ても今の交付税の見込みが厳しくならぬにしてもこういう数字があるということはですね、踏まえて、是非今度の財政計画、総合計画の中ですよ、財政計画をしっかりした、しっかりとした表現ちょっとあれですけど、的確なですね、あれをしていただくという前提で、光ファイバー等もですね、しっかり当然やっていただくのは当然ですので、当然というかお願いしたい部分ですので、そういった前提でやっていただきたいということでこの表を改めて確認の意味でですね、ちょっと財政課に面倒かけましたが、お願いをしたいということを考えております。ということでそういう視点で、財政課として今の段階でですねちょっと、もしお答えがあればお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 小谷議員御指摘のとおり水道施設の再編事業につきましては、今年の令和5年4月3日の全協で説明をしておりますがその分の再編事業分は、19億6,000

万ほどが、地方債の見通し、こちらの表に含んでいないという状況でございます。当然光基盤の増えた分ですとか水道事業の再編、その他、資材高騰等もろもろの状況を含めてですね、令和6年度の当初予算の編成に向けて、こちらの表の時点修正は必要だと思いますし、総合計画もそういったものを踏まえてですね、財政健全な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。当然大型プロジェクト的な事業を取り組む場合には、長期的な財政計画を見直す必要があると思うんですけども、現在やはりコロナ対策であったり物価高騰対策ということで、非常に予算規模が増えていると。標準財政規模が比較になるか分かりませんが、標準財政規模が約70億弱に対して、今予算規模が倍に近いような規模になっているということで、今後、やはり合併特例債も当然期限切れとなります。そういったところで財政のもう1回見直しというのは、当然必要になってくるかと思っておりますので、そういう対応で取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。ないですね。討論なしと認めます。これから議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第3、認定第1号、令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足の説明はございませんか。荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。ではですね9月11日に行われました一般会計歳入歳出決算の説明の折ですね、建設経済常任委員会所管分につきましてですけども、まず1点目ですけども小見田議員よりドローンの利用実績についての質問をいただいております。実績につきましては、現在、町のほうで5台のドローンを所有しております。2機がですね総務課、1機が企画政策課、1機が農林振興課、一機が建設課ということで配備をしているところでございます。総務課さんにおきましては、行方不明者の捜索ということで1台1回使用されております。それからですね、企画政策課分につきましては、商工観光課、企画政策課ということで資料の作成とかですね、広報紙の素材撮影ということで5回使用をしております。それから農林振興課さんの分につきましては、災害のですね、復旧状況の写真、またですねあさぎり町の植樹祭、こちらのほうで使用されておまして、14回使用をされております。それから最後に建設課さんですけどもこちらのほうは道路改良等、そちらのほうで使用をされたりですね、あと災害関連で使用をされているところでございます。回数につきましては、23回使用をされているところでございます。2点目ですけども、溝口議員よりふるさと納税、こちらの納税額に対する経費の割合についての質問をいただいております。令和4年度に報告いたしました数字になりますが、経費が42.9%ということになっております。内容につきましては、返礼品の調達にかかる費用、また送付に係る費用、後ですね広報にかかる費用、また事務にかかる費用ということで、そちらのほうを計上させていただいて、パーセントとしましては、先ほど申しました42.9%ということになっておるところでございます。以上になります。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●**税務課長（高田 真之君）** それでは12日の決算認定時に豊永議員より質問がありましたたばこ税についてお答えいたします。たばこ税の税率改正ですが、平成30年10月1日から激変緩和の観点から経過措置が講じられ3段階に分けて税率改正されております。市町村たばこ税千本当たり平成30年10月1日から5,692円。令和2年10月1日から6,122円。令和3年10月1日から6,522円になっています。たばこ税の課税数量ですが、令和4年度は約1,453万1,000本に対しまして、令和3年度は約1,442万9,000本で、約10万2,000本の増。令和2年度は約1,431万9,000本で、約21万2,000本の増になっています。以上のように税収が増えている要因で、また加熱式たばこが増えているのも要因の一つではないかと考えております。以上になります。

◎**議長（森岡 勉君）** ほかに補足はございませんね。補足説明が終わりましたので、これから総括の質疑を行います。質疑ありませんか。5番、橋本議員。

○**議員（5番 橋本 誠君）** はい、5番橋本です。ページ41目12防犯対策費、節12委託費の中の備考欄にですね、空き家実態調査委託料283万9,100円、空き家対策基本計画策定委託料188万8,700円とありますが、成果がどのようになってくるのかという説明とですね、今後の進め方についてちょっとお聞きしたいと思います。

◎**議長（森岡 勉君）** 山内総務課長。

●**総務課長（山内 悟君）** はい。ただいま質問ありました空き家実態調査の委託料と空き家対策の基本計画策定の委託料ということの成果ということでございますが、まず調査のほうにつきましてはですね業者のほうに委託しまして、空き家のほうの実態を調査をしております。その中で全体的な空き家がですね、上がってきたということでございます。空き家のランクAからDまで、例えばAはそのまま居住可能な空き家とかですね、1番最後のほうのランクDというものは、倒壊または倒壊の恐れがあるという空き家、AからDまでを調査をしております。空き家の総数的には674戸の空き家が調査で判明してございまして、その中のランクDの空き家は46戸あったということでございます。これを受けましてこういうですね、空家等対策計画というもののの中にこの今の数値は入っておりますけれどもこれを受けましてその空き家を今後どうしていくかということですので、これにつきましては、令和5年度の当初予算のほうにですね、空き屋の解体に係る補助事業のほうを予算を計上してございまして、50万円3件分の予算を組ませていただいております。まだ現在のところ空き家解体の申請、電話でですね、数件の問合せがございまして、実際の解体の申請というのはまだないという状況でございます。

◎**議長（森岡 勉君）** 5番、橋本議員。

○**議員（5番 橋本 誠君）** はい。大体の説明はですね聞いてますが、ですね今後進めていく上でですね、なかなか空き家の中にはですね、仏壇があるとかですね難しい問題も諸問題もありますんでですね、なかなか町と行政がするのは難しいと思うんですよね。だからですね、そこはですね民間と協力してやっていけるとこはやっていかんばんじゃないかなと思います。例えばですね、あさぎり商社がありますんで商社内に部門をつくるとかですね、そういう考え方はありませんでしょうかね。町長。

◎**議長（森岡 勉君）** 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。空き対策につきましてはですね、空き家バンク登録制度を商工観光課のほうで所管しておりますが、以前担当していた頃にはですね、宅建要するに不動産業者の方々と協定を結んだ経緯がございます。確かに仏壇とかですね、なかなか動かすのが大変だということ、なかなか登録が進まなかったという経緯もございますので、そういったところは確かに以前はそれに対する助成等も考えてきたところなんですけれども、なかなかそれも進まなかったということで今に至ってるわけなんですけれども、ただ空き家バンクを通してですね、やはり借手と買手のですね、意思が意思といいますか、感覚的に合わない部分が非常にずれてる、ずれてる部分があるんじゃないかというのを感じています。借りる側は、やっぱりすぐにでも住みたい。貸す側に関してはもうそのままの状態ということになりますとやはり改修が必要であったりとか、そすと借手側がもう少し古民家風が欲しいと。ただ、そういう要望には沿えない物件であったりとか、そういったものでなかなか貸手借手の希望が沿わないというところで、マッチングが少なかったというふうに覚えております。そういったものを進めていくということになりますとですね非常に人、人的にも予算的にも必要になるかと思っておりますので、やはりもう少し庁内で検討を進めてですね、事業を推進していきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。是非ともですね今後はですね空き家はたくさん増えてきますんで、例えばうちを協力隊なんかの空き家の住む場所なんかもね、設定する場合にですね空き家があればですねそういうのを利用していくとかですね、そういうことを考えて今後はですね進めていただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 答弁は。町長。

●町長（北口 俊朗君） はい分かりました、少しでもですね、空き家が減るような工夫を考えていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。9番、山口議員。

○議員（9番 山口 和幸君） はい。9番山口です。2点について質問をさせていただきます。まず1点は、丸池のりゅうきんかの保存についてともう1点は社会福祉協議会の運営の在り方についてということで、2件について説明を求めますが、まず丸池のりゅうきんかの保存管理につきましては、また各課、各常任委員会の際にもいろいろ質問がございましたが、総括でも同僚議員から突っ込んだ質疑等があるように伺っておりますので、私のほうでは、課長が答えやすいような質問だけでしておきたいと思うんでありますが、実は先だっただけお願いをいたしました。この5、6年の丸池のりゅうきんかの生育状況といいますか。花が咲いている状況等々をお知らせをしていただきたいというふうに思います。それから社会福祉協議会の運営につきましては、町長が今回の選挙の折にも触れておられましたが、やっぱりそれぞれの自治体の仕事の中心たるものやはり地域住民に寄り添って仕事をするのが地方自治体の仕事である旨等々の話をされておりましたのを聞いておりました。まさに地方自治法の総則にも書いてありますとおり、地方自治体の仕事はそこだと思います。やはり地域に住む人たちに寄り添うということは非常に大事なことだというふうに思います。そういう意味では、事前に町長にもお話をしておきましたとおり、昨年、社会福祉協議会で発生をいたしております事案。いわゆる生活保護を受けておられる方が亡くな

られ、本来、葬儀費用を受けられることが受けられなかったという事案がありました。そのことのいわゆる顛末をまずは報告願います。その2点です。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） それでは、りゅうきんかの生育状況定ということで、まず写真のほうを送信させていただきます。ほぼ同じ時期に撮っております記録の写真になります。左上から令和2年の4月、右が令和3年の4月、下に参りまして令和4年の4月、令和5年の5月となっております。令和2年度あたりから特に減少が多く見られまして、県のほうから招きまして指導をいただきましてその指導に基づきまして対応を行ってきたところです。令和3年度につきましては、水が足りないということでさらに取水口を設けまして、令和4年度も株数が減ってきて、令和5年度につきましては、確認出来たのが17株ということになりました。17株ということでまずそれを保護しようということで現在は、株をここに寺池に残すもの、また分散して保護するものとして現在対応をしているところです。

◎議長（森岡 勉君） はい、町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。まず丸池りゅうきんかにつきましてですけれども、やはり今の地球温暖化の影響が多分に影響してるんじゃないかなというふうに感じております。やはり、この丸池のりゅうきんかというのは、南限の植物ということで認定されているわけですけれども、やはりその南限がかなり北へ動いているんじゃないかなというような感じもいたします。これはこれから専門家の方に調査に入らせていただいですね、いろいろ御意見をいただくところなんですけれども。そすともう1件の社会福祉協議会の件につきましてですけれども、私も報告を受けた話だけですけれども、生活保護受給者の方がお亡くなりになられてその葬儀代を親族の方が立替えられたということなんですけれども、あさぎり町の社会福祉協議会の職員の判断としては、一応立替えていただければ、後で多分帰ってくるでしょうというような判断をされたみたいです。ただ、その時ですややはり県の福祉事務所の担当者が体調不良ということで、いらっしやらなかったということで、町がそういった対応をしたということで、その後、福祉事務所の担当がそういう判断をされたというふうに伺っております。当然、そういう生活保護者の御親族の中にそういう立て替える能力がある方がいらっしやるということは、生活保護受給者にとっては、要するに保護費に対する援助というふうに受け取られたというふうに聞いておりますので、再度県の担当者のほうには確認しておりませんので、そういったところも含めて再度、社協と県のほうに確認をしたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 9番、山口議員。

○議員（9番 山口 和幸君） はい。まず、りゅうきんかの件であります。これには私たちもやはり全く責任がないとは言えないって思います。特に町花でもございますし、そういう意味では日頃から関心を持って、やはり見ておくべきだったと。ただこういう状況になるとは夢にも思いませんでしたが、今年、厚生文教常任委員会で見に行った時に課長のほうの配慮で県立大の一柳先生でしたかね、御同行いただいて詳しく説明をいただきました。そういったことで少し安心はいたしましたものの、やはりこれに取り組んでいくということになるとすね、やはり経費ということが出てまいりますので、実は少し期待をしておりましたのは、今回の補正予算

に少しはその調査費を上げていただくのかな、あるいは必要経費を上げられるのかなと思っておりましたが、上がっておりませんでしたので、まだ準備が出来ておらないのかもしれませんが、やはり先だっても見に行きましたところ、リュックをしょった、そしてカメラ持たれた一柳先生を見かけましたが、ああやって日頃からいろいろと調査、あるいは管理をしていただいていると思いますので、そういった面での経費についてですね、課長はどのように考えられて、どの時点で補正等々の予算計上をなさるのかをお尋ねしておきたいというふうに思います。それから社協の件につきましては、基本は、保護費、生活保護費は保護法等と読んでみるとまさに生活保護になるという人は、その周りにもその人を支援してくれる人がいないということなんですよ。でないと当然生活保護の対象にならないと思うんです。だからその生活保護受けている人が亡くなった時に、私が聞いている範囲では、決して社協の職員の方が意図的にやられたことではないでもないと思うんですよ。ただごく素直に、何とか生活保護法でいう葬儀代を負担してくる方法等については、実は、もし手持ちにある方がいらっしゃれば事前に払っておいていただいて、領収書をそろえておいていただくと後で支給が出来ますという説明があったというのが、その親族の方のお話なんですよ。だからもう一度言いますが決して社協の職員の方が悪意を持ってされたことでも何でもない、非常に善意をもって対処されたんでありましようが、そういった行動が、結果的には福祉事務所の担当の方に打合せした時にもう事前に支払っておくと対象にならないという返事だったということですよ。だから実際正直なところ申し上げると、そういったことで、昨年の今時分だったと思うんでありますが、社協の局長さんをはじめ私の家にも来ていただきました。顛末をお話しいただきましたが、そのときにもお話し申し上げたのは、やはりこれは、社協のやはり誤り。悪気はないけどもやはりそういう方法をとったがために、もらえる保護費をもらえない事実が発生したということで当時の町長にもお話をし、何とか方法ありませんかということで考えてみますということでそのまま時間が経過してしまったのが事実ですたいね。それで私なりにとも考えましても今回の議会、前6月の議会もそうであります。いろんなことがありましたが、やはり職員の方が何ていうかな、法令の遵守は当たり前なんですよ。しかし一方では、やっぱ積極的に行政を行っていくということも大事だと思います。そういった時に誤りがもしあったとすればですね、それはやっぱり町の責任として、もちろんその職員の人にも責任があれば責任をとることも必要かもしれませんが、やはりそこは町の職員がやった過ちであればですね、やっぱ町がそれは背負うということがあっても私はおかしくないというふうな思いを持ちました。それが特に、社会的に弱い人、そういった人たちのために寄り添うことということであればですね、そこはやはり町長としてあるいは社協の会長として、対応していただいたほうがですね、私は、地域の方々の気持ちに寄り添った行政ができると信じて、信じますので、もう一度、課長の答弁、町長の答弁をお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、先生のほうには、あさぎり町の指定文化財の調査員として今年度から大変お世話になっております。もうとても行政だけでは対応出来ない専門的な分野でありまして、本当に御指導御助言をいただいて、本当にもうしょっちゅう見かけるほど丸池のほうに行っている状態です。で、お世話になっている中でまた調査に係る費用等の御相

談もしましたけれども、研究費をもらっての研究の一環であること、そして現在持ってらっしゃる備品を活用いただいていることということで現段階では、予算の計上ができるものはありませんということでした。ただやはり今後、りゅうきんかをどういうふうに保全していくのかというところで、検討委員会等そういった委員会も立ち上げる必要が出てくるのではないかというお話をいただきまして、そういった場合には当然行政のほうから謝金なり旅費なり、そういった対応が必要になってくると考えているところです。そういった経費が必要な部分がありましたら、教育課としてもすぐに予算計上して、議会のほうにお願いをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。そうですね要するに国の制度に対して、町の職員の判断ミスということだろうと思うんですけれども、非常にケース・バイ・ケースがあって、対応は非常に難しい面があるかと思います。ただ町の職員がその判断ミスしたことで非常に迷惑かけたことに対しては事実ですので、そこら辺の対応についてはですねやはり良き方向に向かうように対処しなければいけないと思います。ただ再度ですねやはり、国の制度ですので、それに曲がったことはちょっと厳しいので、再度確認をさせていただいてですね、対処をさせていただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 9番、山口議員。

○議員（9番 山口 和幸君） はい。課長、町長、どうもありがとうございました。特にりゅうきんかについてはですね、やっぱり急ぐ案件でもありますので、広く町民の方々のやっば協力をいただけるようにしないと、元に返すということは大変な作業になるかと思っておりますので、是非教育委員会のほうでしっかりとした対応をお願いいたします。また町長の社協のことにしましては、とにかく町民の皆さんの信頼がかかっております。そういう意味では、町長の英断を期待して質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（森岡 勉君） 答弁はよろしいですか。質疑の途中でございますけれども、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。質疑。6番、小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、6番小出です。総務課にお尋ねいたします。45ページ。目21庁舎建設、節12委託料、木材伐採委託料の29万8,100円とありますが、これは第2庁舎に使用する旧上中学校の分収林の伐採でしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。この伐採委託料につきましてはですね、第2庁舎建設するに当たりまして、電線に移設する必要があります、ありました。それでですね、福祉センター、役場の北側にございます福祉センターのところに樹木がございまして、それが電線との絡みでですね、そこを切る必要がございましたのでその委託料ということでございます。

◎議長（森岡 勉君） 6番、小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、それでは第2庁舎について関連することで、当初原木伐採がですね、1,000立米。それが不足するというので、1,300立米になったと思うわけですが、それを令和4年の第11回の会議の時に1月27日に開催されたわけですが、一般会計補正予算で木材運搬委託料で、製材所から仕上げまで96万3,000円追加分として計上されています。この件については間違いないでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、木材運搬に係る追加分ということで、その予算は計上させていただいております。その件につきまして繰越し事業ということで、また令和5年度でまだ事業をしておるといいますか、運搬まで令和5年度、4年度から繰越しでやっておる事業ということでございます。

◎議長（森岡 勉君） 6番、小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 昨日のですね、公共施設特別委員会の中で、予定数量が1,350立米、それに対して460立米が不足するというので889立米の説明でした。令和4年の8月31日の特別委員会の中で、5ヘクタールで2,010立米から選別して、1,300立米を持ってくるといようなことで、私たち議会においても現地立ち木を見に行き、桧の70年生の立派な桧を見たわけですが、私たちその不足分が、どうしても納得いかない面もあります。であれば、460立米、不足分の私は運搬賃の減額の修正をすべきではないかというふうに思いますが、その点についてお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、今の事業といえますのは、令和4年度の予算で組んだ事業で、令和5年度まだ継続中でございます。それと伐採につきましてはですね、その分は当然、伐採をしましたが運搬をして、その結果、木材の第2庁舎のほうに使いなかつたということですので、伐採から運搬までは、予定どおり行う、行ったということです。ただその材が、切った結果、使えないということですので、その分が不足するというのでございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、12番です。3点に、3点ほどちょっと質問いたします。1点目は財政関係でございますが、ページ26、28、29においてですね、これは監査意見書でございますけど、財政力指数等の財政関係についての意見がございましてこれについてですね、強化を求めていただくことということで、意見が述べられておりますけど、ただいまの町ですね財政力指数は、0.238であってランキングで調べた時、県下45市町村の中で39位の位置にあります。で、非常に下位のほうにあってですね、非常に財政運営に制約を受けているということが、ここでも見てとれますし、それから新地方公会計制度に基づく財務諸表の公表が22年度分までなされておりますけど、これにおける貸借対照における負債総資本比率すなわち負債の比率がですね、0.43。それからこれらを踏まえてですね非常に今の財政状況をどう財政課はとらえて、監査委員さんが強化に努めていただきたい、もちろん行財政改革をもとにということでございますけど、その辺についてどういってお考えを今年の実績を踏まえてお持ち

なのかということが1点でございます。2点目は、給食センターの運営についてでございます、これはページ123ページでございます。給食調理配送等業務委託料がございますけど、ただいま新聞等マスコミ等でも報じられておりますように、給食業者の非常に経営状況が22年度あたりの調べにおきましても、6割超がもう業務業績不振ということでありまして、先ほどこれは上げませんが広島のある業者においては、経営が行き詰まって事業を停止したという現実がございます。これをもとにですね、と給食センターの調理と配送業務委託のですね、今年度の今年度ですね今年度決算におけるに至る決算報告書、業務報告書の要するに収支に関する報告書はどういうもので、今どういう状況なのかということをお尋ねしたいというのが1点でございます。それからもう1点はプラスチックゴミについて、これはページ76ページのごみ処理費でございますけど、昨年からですね、このごみの一括回収を自治体に求める関連法が成立されている中において、このプラスチックゴミの今の現状をどのようになっているのかということを質問いたしますので、ただいま以上3点でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。まず、1点目についてお答えします。財政力指数ですとか、起債の状況とかを地方債に依存した財政運営が行われていることについての認識ということですが、本町におきましては、御指摘のとおり自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼らない、頼らざるを得ない状況となっておりますと認識しております。本町今財政力が低い本町において取り組むべきことは、まず1点目に、町税等の徴収率を引き続き高い水準で維持していくこと。2点目に、使用料や手数料について、サービスに対する受益者負担の適正化に努めること。3点目がふるさと寄附金等の新たな財源確保に努めること。4点目が、国県の補助金や有利な起債の活用など、特定財源の確保に努めること。5点目が選択と集中により予算規模の適正化を図ること。いうことで、こういったことを取り組んでいかなければならないというふうに認識しております。また借金に依存しているのではないかというような御指摘につきましては、地方債につきましてはですね、借りることが、すなわち悪いというようなことではありませんで、財政負担の平準化、世代間負担、世代間負担の公平性の観点から、有効な財源となると考えております。財政力の低い自治体に対しては、公債費に対する交付税措置も行われており本町においては過疎債などの措置率の高い活用、高い地方債を活用しております。ただし近年はですね、第2庁舎建設等の個別施設計画に基づく大型事業に取り組んでいる関係から、公債費の状況、公債費の上昇が確実な状況というふうになっております。そうなりますとですね、実質公債費比率ですとか、経常収支比率の悪化が懸念されますので、来年度以降はですね、投資的経費の原点に立ち返りまして起債枠を設けながら事業を実施しまして、町長の所信表明にもございました未来につながる健全な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。給食センターの運営についてですけれども、現在3年間の業務委託ということでプロポーザルをしまして、お願いをしているところです。決算といたしましては、現在、業者のほうで人件費、その他費用としまして、被服費と研修費とあと配送業務で

すのでそれにかかります燃料代等を払って支出をしているところです。と町のほうで材料費、賄い材料費等は、予算計上して、今回も物価高騰対策分は対応しておりますので、特に現在業務に支障を来しているということはありません。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい。3点目のお尋ねありましたプラスチックの法律が施行されて、その後、町としての対応はっていうことですが、現在資源有価物の分別のほうでですね、プラスチックについては、ペットボトルしかやってない状況でございます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい財政課のほうにつきましてですね、交付税措置になされるような地方債を起債を優先的に行うということでもございましたけど、標準財政、基準財政需要額に漏れるような地方債の比率といいますか、一般的には地方債の元利償還における財源として、交付税その需要額の中に算入出来ないものもあると聞いておりますけど、その比率あたりはわかりますか。いいです。それから結局今基準財政収入額はですね、おっしゃるように自主財源が少ないがゆえに留保財源とする比率から考えた時も少なくなるのは当然であって、基準と基準財政需要額に算入出来ない分に関しては、留保財源で賄うのが大体普通の行政だと思うんですけど、何せ球磨郡このランキングで見ました時にも球磨市が非常に低いんですね。県北から見るとさっき言いましたように財政力指数あたりも0.2とか0.1台ぐらいで、県北に行くと1.幾らというぐらいで、やっぱり非常に財政力の格差というのを、もう県北は高い、県南は低い。そして特にその球磨郡はですね、やっぱり非常に低いようなランキングでございますので、多分留保財源も、それと一緒に少ない中で公債費を返していくときにですね、需要額に算定されない部分が結構あるといろいろ読んだところあるんですけど、それは留保財源で賄うということになってますけど、それについてはもう賄えるものと賄えないもの、ものの区分というのがあるのかを需要額に算入できるような有利な起債を地方債を優先にというふうにさっき御答弁なされましたので、その辺のところではそれに算入出来ないものもどれぐらいあるのかなというの、一つ疑問に沸いたところでございます。すと、もう続き、続いてですね、給食に対して町が、食材等に対しては町のほうからということで、業者としての経営的には問題ないということでもありますけど、通常この新聞等で上がっている業者というのは多分食材あたりのことから全てを押しなべて赤字だということだと思うんですけど、それで町が結局その分はもう、結局、補助をするので問題はないと言いながらも、町の予算としてですね食材と物価高騰の影響を受けた上昇分というのは以前の説明はあったのかもしれませんが、再度そこ辺のところの上昇分と金額等を教えていただきたいと思えます。ごみ処理費に関しましては、去年もこの質問したときになんかもうぼちぼちプラスチックごみのリサイクルも準備が出来そうな話を伺ってございましたので、法律も去年制定されたゆえにもう進んでいるのかなということでお尋ねしたところでございますけど、今後の見込みといいますか来年か再来年か、そういう予定はもう大体出来ているのかどうか、再度お尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。基準財政需要額というものは、国の計算ございまして、

人口ですとか、面積ですとか、どれぐらい子供がいるのかとか、道路の延長ですとか、そういった様々な指標を用いてこういった財政、こういった規模の自治体であれば、これぐらいの需要があるであろうということで算定した金額が、基準財政需要額で基準財政収入額を引いたのが交付税として、来るということになるんですけれども、当然例えば町長の公約であるとか、そういった全ての事業がそれでできると実質、実際的にそういうふうに行けるといえるようなことではございませんので、そちらについてはですね先ほど申し上げましたとおり、収入と支出のバランスを保ちながらですね、健全な財政運営に努めていくということになるかと思えます。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、給食費の給食の賄い材料費ですけれども、物価高騰対策におきまして700万ほど補正をさせていただいております。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい。プラスチック分別のですね、町としての今後の取組ですけれども一応ですね、一応ですねっていうか、10月からですね、モデル地区を5地区選定いたしまして、旧町村別にですね、そこでまずはですね、ペットボトルのキャップそれとペットボトル等についてラベル、それとですね、プラスチックにはですね、2種類ペットボトル、リサイクルのマークがあるんですけれども、プラスチック容器のですね、プラというマークがありますが、それを分別の対象にしてですね、まずはモデル地区で10月から行って翌年の令和6年の4月1日からはですね、53行政区、全地区で行いたいと思いますので、まずは試行といたしまして10月からそのような取組をさせていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） さっき詳しい説明をいただきまして基準財政需要額に入るものと入らないもの。で、さっきおっしゃったように町長の政策的な経費となるようなものに関しては、その基準財政需要額に入らないということで、その財源をどこに求めるかということでですね、大方留保財源あたりも活用されると思うんですけど、その留保財源となるものの基準財政収入額が非常に少ない当地区と人吉球磨含めてなんですけど、そこにおける財政、今後の財政の見込み、そして今後公債費比率もですね今のところ交付税も、交付税といいますかの地方債においても、今のところ計画を見ますと暫時下がるようなシミュレーションもございまして、大きなプロジェクトがないがゆえですね。ただ今後の扶助費、要するに高齢化に伴う扶助費の増加とかさっき申しましたように自然災害に対する国土強靱化に伴ういろいろなインフラ等の整備等が今後見込みがあると思うんですけど、それについて町、あさぎり町、球磨郡全体のそういう財政の基盤の脆弱さから見たときの町長の政策的経費財源について、どのように捻出されていかれるお考えか、町長に伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい、本当に球磨人吉管内っていうのは非常に財政力指数も低く、脆弱な自治体だとは思いますが、ただ要するに単独では出来ない部分に関しましては、広域で対応したりとかですね、そういった連携というものは非常に強い地域だと思っております。この地域におきましてもまだ、まだまだくま川鉄道であったり肥薩線であったり、ごみ焼却施設であ

ったりそういった大きな課題等もございませけれども、そういったのもですねやはり連携して取り組むべき範囲がまだ広がってくるかもしれませんけれども、そういったところも活用しながら町、町村の財政を守るというのも方法だと思いますし、当然私の公約等の実現に向けても何らかの財源を確保しながら、進めていかなければならないところですので、今後やはりまだ行財政改革でできる部分というものがあると思います。当然、外部委託であったりそして当然組織の見直しであったり、そういった部分も出てくると思いますので、そういったのを精査しながらですね、どれだけ余剰を余剰な資金といいますか、留保資金が出てくるかというものを模索していきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） すいません、ちょっと先ほど御説明申し上げたところにちょっと誤解を招くようなちょっと発言をしてしまったかと思われましたので、ちょっと発言をさせていただきます。まず基準財政需要額といいますのが、各地方公共団体の財源不足を補填することを目的として交付されるということで、先ほどちょっと私が1例で、町長の公約のものは含まれないというような発言をしてしまったかと思うんですけども、これには使えるこれには使えないというようなことではないということで、あくまで一般財源でありますので、そちらの点について説明、訂正して御説明させていただきました。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。8番、豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい、8番です。生活福祉課と農林振興課にお尋ねをいたします。農福連携についてであります。生活福祉課におかれましては、障がい者等にですね、予算も多くさかれている部分があるかというふうに思いますけれども、そういったこと等で、自立支援につながる自信や生きがいを持って社会参画をしていく農福連携について、お尋ねをしたいと思っております。それから農林振興課におきましては、農家の高齢化や担い手不足というようなことで、実際あさぎり町内におきましてもですね、就労支援の事業所等で、障がい者の方を雇ってですね、実際農業を行っている現状があります。短時間労働ちゅう面もありますけれども、まず双方ですね、現状を把握されているかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ページは、ページは何かあつとですかね。

○議員（8番 豊永 喜一君） 直接的なページはなかったですけど、障がい者自立の関係ですね。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、農福連携ということで障がい者の方の就労関係ということでよかですかね。生活福祉課のほうでは、障がい者の方々のいろいろな相談支援を行っておりますがその中で就労という部分においてはですね、事業所につなぐっていう事を行っておりますが、相談を受けてアセスメント等を行い、事業所としましてはA型事業所、B型事業所というふうに、事業所がありまして、障がいの程度にもよるんですが、その障害の度合いをですね、こちら把握しまして、その事業所に就労する前の何ですか、訓練という部分での何ですかね、そういう就労の訓練という部分での取り継ぎといいますか、そういう部分を行っております。で、この特にA型事業所におきましては、農作業といいますか、いろいろな選別とかですね、農作物の選

別とかそういう部分を農家の方から請け負って作業している事業所もあるということでございますので、その部分については、直接その障がい者の方と農家の方が契約をするわけではなくて、この事業所に通所される障がい者の方がこの事業所を通してこの農家の方から請け負っているいろいろな作業を行っているというところでございます。また、この事業所と農家の方をつなぐ部分としまして、熊本県のほうで農福連携コーディネーターというものを設置して、そのことですね、農家の方と障がい者の方の作業等をですね、つなぐといいますか、そういう部分を事業所を通して契約をして行っているというふうな状況でございますので、農福連携という部分では、県のほうがですね、こういうコーディネート、コーディネーターを設置して事業所を通して行っているというところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。農福連携事業につきましてはですね、農業部門からというと申しますと高齢化や労働力不足を農作業に対する労働力不足を補う取組ということで、以前から注目をされてきたというふうに考えています。事例としましてですね、平成の30年から薬草合同会社において取り組まれているところです。生活福祉課長のほうからも説明がありましたとおりですね、まずはその取り組みをするにあたっては県とそれから我々の農林振興課ですね。一応サポート的な形で説明を事業所さん、福祉事業所さんに来ていただいて、そしてこの内容の説明を説明をしています。それからそれとともにですね、そういった労働力不足ということで、そういう方々を活用してみたいとおっしゃる農家の方に対してもですね、集まっていたいただきまして、同じく説明会をしながらですね、平成の30年から3か年につきましては平成の30年それから令和元年、2年までは、行政、我々の農振、農林振興課としてサポートをしてきたということがあります。それ、それ以降はですね、もう合同会社のほうにお任せをしている状況で、今現在としては合同会社のほうで、じかにその福祉事業所さんのほうに行かれてですね、説明をされて、お願いしますということで、今されているようですが、結局契約としましては、福祉事業所さんと農家とのやりとりという形になります、最終的にはですね。ですので、私たちがやってきたのはそのマッチング的な部分ということになります。作業の内容ですが三島柴胡の根の洗浄、それから根切り作業ですね、こちらのほうをやっていただいたというところです。実績としまして平成30年度につきましてはですね、福祉事業所が今ふたつの事業所、これは大まかな数字で申し上げますが、ふたつの事業所が契約された。農家のが、農家さん、それに組み込まれた農家さんが5件ほどだったということで聞いております。それから31年度、令和元年度につきましては、4事業所さんが参加され、それに対する農家の件数は7件ほどだった。それから令和2年度につきましては、同じく4事業所さんが契約され、農家数としましては7件ほど。これはあくまであさぎり町内ではなくて球磨人吉全体ということになりますので、それ以外もですね、もしかすれば件数的にはあったのかもしれませんが、合同会社のほうで把握されている件数としては、今申し上げたところです。中々今申し上げたとおりですね、広がって今現状も今年取組にしても中々その農家さんの的には3、4件という話でですね、聞いているところなんです、なかなか広がっていかないというような現状もございまして、何でかなということもありますが、中々その福祉方からの思惑とですね農家さんが要求される部分とがなかなか合わない部分もある

のかなということ考えているところです。

◎議長（森岡 勉君） 8番、豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい。現状よく分かりました。なかなかですね、障害の程度によっても中々作業の程度が難しい部分もあろうかというふうに思います。農家側からすればですね、まだ何ていうですか、雇い入れる際の中々知識ですね、今の農林振興課長が言われたようにマッチングあたりをもちっとすれば、広がるのかなというふうな感じもします。ただ実際は、農業支援センターに行ってもシルバー人材センターに行っても、人がなかなか見つからないという現状があります。ですから、こういう話をちょっとしたんですけれども、できることと出来ないことがあるということですね、ここら付近を打開、少し打開できるんかなという話になろうかというふうに思いますけれども、今後ですね、農福連携の今後の町の在り方ですね、そこ辺りを今後どのようにして捉えておられるのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。確かに農業に関しては、担い手そして後継者不足ということで深刻な喫緊の課題となっております。そういったところで、こういった労働力確保に向けて、動くのかということになりますとやはり先ほどから出てますけれども、やはり元気な高齢者の方の活動の場でもありますし、そして就労支援そういった障がいのある方の活用場でもあります。そして外国人留学生等の対応も含めてですね、そういったところで労働力の確保に向けて問題解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。3番難波です。農林振興課に1点お尋ねいたします。79ページにですね、農業振興費で、負担金及び交付金がたくさんの項目で出ておりますが、獣害対策事業補助金ということで、ほかの補助金交付金に比べますと非常に金額は少ないですね、ここには記してございます16万1,000円ということですね。この獣害に関しましてはもうずっと同じような問題といたしますか、年々獣害対策をしてくださる方たちの高齢化でありますとか減少でありますとか、そういう問題もあるというふうに課長のですね説明からも聞いております。で、現在のですね、獣害対策に関して、このまま猟友会とかそういう方たちに依頼をしていくのか、あるいは民間の警備保障会社とか、そういうところが今、獣害対策にかなり乗り出しておりますが、そういうところにこれまでと違った対策を考えていかれるのか。あるいはもしですね、今のままで猟友会などに依頼をされるのであれば、免許取得の費用だけでなく、道具、銃とかですね弾とか、非常に高額のコストがかかると町民の方から聞いておりますが、そういうものの補助などについて、考えがあるのかお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。まず79ページの獣害対策事業補助金16万1,000円の件なんですけど、これにつきましてはですね、説明も申し上げましたが、電気柵等の設置に対する補助金で、一応3分の1ということで、3件の農家の方から申請が上がっているところです。こちらについてはですね、町の単独の予算で1件での取組も可能ということですね、活用をいただいているところです。それと岩本議員から獣害対策についての御質問一般質問がございまし

たが、鳥獣害これだけじゃなくてですね、鳥獣害被害対策防止協議会、そちらのほうではですね、3戸以上設置のワイヤーメッシュとかですね、そういったその設置に関するもので、1,000メートルとか、何千メートルに及ぶ場所を囲うというところの事業はそちらのほうで直接国のほうからですね、県を通して、交付金を受入れてやってるところです。あと難波議員言われたようにですね、今後どうするのかという話なんですけど、これ全国的に見てもですね、これに対する確固たるその対策っていうのがないんですよ。警備会社とか例えばの話なんですけど、そういったことはですね、あんまり事例もありませんし、今のところ私も考えていないところです。はい。ですので一般質問岩本議員の一般質問の際にもお答えしましたが、まずはどこでもやっていることなんですけど、捕獲隊ですね、を中心とした活動。それとちょっと重要なのが、一般質問の答弁のときにもお答えしましたがやっぱり個人個人の意識ですね、餌付けストップっていう取組があるんですけど、それについてちょっともうちょっと周知が図られてないなという部分もありますので、まずはその町が何でもやるのではなくて、それぞれの意識の中で小さなことから取り組んでいただく必要がもっとあるんじゃないかということ考えているところです。もう1点なんですけど、補助の話ですね、そこにつきましては、確かに今受講料とかですねそういったものに対する補助をやってますが、例えば銃とか弾とかですね、に対する補助。もちろん捕獲隊に対しては、弾の補助あたりもですね、協議会のほうから捻出はしているところです。ただその銃に関する対しての補助というのがですね、それは個人の個人所有のものに対してお世話になる、それを使って捕獲をいただくという観点から見れば、大変ありがたいことなんですけど、それに対するその補助というのは、現時点では考えていないところです。

◎議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、よくお考え分かりました。新しくですね、この農業を始める方たちの人材に投資する補助金でありますとかそういうものはたくさん計上されておりました、実際でも農業に取り組んでみたものの本当にそういう鳥獣害の被害に遭って萎えてしまうといえますか、これから本当続けていけるんだろうかと、そういう声もですね全国的にやはりあるわけですね、新規就農者の方ですね。それからやはりその捕獲隊の方がどんどん減っていく、もうそういう現実がある中で町ができるところをですね、ポイントを押さえてやっていただければという声を私、町民のほうから聞いておりますので、一般質問に関連してということですが、質問させていただいた所があります。選択と集中とよく言われますけれども、全国で本当170億以上の鳥獣被害というのが出てると聞いておりますので、あさぎり町は農業を大事にする町ですので、農業の方をですね守るという意味でも、そして新しく農業をしていく方たちの意欲をですね、削がないというところを考えてですね、この鳥獣被害対策にも今後取り組んでいただければと思いますのでよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 答弁は。町長。

●町長（北口 俊朗君） そうですねやはり猟友会に有害駆除丸投げっていう形では、被害の減少にはつながってこないと思います。ですからやはり先ほど課長のほうが言いましたとおり意識付け。例えば、餌付けにしろ効果的な柵の設置、そういったものが重要になるかと思えます。本当タイムリー、タイムリーといえますか、今朝私の水上の同級生なんですけども、稲刈り前の稲が

イノシシに走り回られて、無惨な写真が送られてきました。電柵してるんですけど、どこから入ったか分からないというような内容でしたけれども、そういったところもやはり効果的な設置じゃなかったんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういったものを含めて啓発していきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございますか。11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。11番、皆越です。議会運営委員会ですね、委員長の報告では、極力委員会で質疑をお願いしますというようなことでもございましたけども、どうしてもですね、この決算の事業内容を見てみますと、本日になってしまいましたのでよろしくお願ひします。あさぎりのですね、2022年の広報4月号を持参してまいりました。で令和4年度ですね、前町長の施政方針の中には、一隅を照らすということを飛躍と上げて4年度は頑張るといような文言でございます。で、各部門ごとのですね、主要施策一覧をここに掲げてございます。部門ですので、総務部門、窓口部門、農林部門、企画部門、上下水道部門、建設部門、財政、企画部門、商工観光部門、教育部門というようなことで、それぞれの取組の事業をここに掲げておられます。これはやはり課長会庁舎挙げての4年度の取組じゃなかったかなと推測するわけでございます。そこでですね、3点に絞ってお尋ねします。総務部門において行政区の再編というようなことで掲げておられますが、4年度の会議内容とかお知らせお願ひしたいと思ひます。それとですね農林部門においても荒廃農地へのクヌギの植林というようなことで掲げておられますけども、私クヌギの植林のお話は一切なかったというようなことで記憶しております。で、教育部門においてはですね、公民分館の標準モデル設計とか、一時避難所機能を有する公民分館の建設というようなことでここに掲げておられますので、4年度の状況を御報告いただきたいと思ひます。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、令和4年度の目標と申しますか、当初の話で行政区の再編ということでの取組の結果ということかと思ひます。行政区の再編につきましては主に、上地区、上校区内ですね、地区について、井上地区、下永里地区あるいは石坂地区、狩所地区、それぞれですね行政区再編の案をお持ちしてそれぞれの地区の意見のほうをお聞きしたところでもございました。回数につきましてはそれぞれ何回かという資料はございませんが、ある程度総務課と教育課ともですね、出向きまして話をさせていただいたところです。その中でもう前向きな地区の統合の話が出たのは、井上区と下永里区はそういう前向きに今後、検討をしていくという話が、出ておりますがその他の地区につきましては、将来的にはですね、統合は必要と思うが、現時点ではまだ難しいのではないかなというふうな話が出ましたので、話が出ました井上と下永里につきましてはですね、また今後、お互いの話を進めていくという計画ですけども、その他の石坂、永山、狩所地区につきましては、先ほどのような話ですので、後は地区のほうの盛り上がりと思ひますか合併に対する考え方、そこら付近もまたお聞きしてですね、町のほうも今のところそういう考えでしたので、そこを無理強いして合併というのはなかなか今のところ難しいのではないかなというふうに判断しております。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。22年の4月の広報紙の中身は見ておりませんが今手元にございませので、ただ荒廃農地にクヌギを植えるというお話はですね、そもそもは荒廃農地というのが溝口議員のですね、一般質問にも過去にもありましたがセンダンの植栽ということから、そういった流れになってきたものというふうに思っております。センダンの植樹をした場合にですね、それが木材として利用できるのが大体20年ほどかかります。それに比べてクヌギについてはですね、7、8年でもものになるということもありましたんで、それとともにですね、菓草合同会社のほうでクヌギの皮については、あれは菓草になる可能性がある。全てその原料に全部そぐうかどうかはですね、成分等いろいろ調査をしてみないと分からないっていう話でしたが、大体そのクヌギの皮ですね、それについては菓草でもですね、可能性があるということでお話がありましたんで、そういったことからクヌギを植栽するというお話ではなかったかというふうに思ってます。現段階ではですね、そういったお話はございましたが、その時のまだ計画段階っていうかですね、確固たるこれをやるというところまでは全然行ってなくてですね、現在は6月の一般質問でもございましたが、クヌギではなくてブドウ山椒ですね。はい。そちらのほうをやってみたほうがいいんじゃないかと、そちらのほうは3、4年で、4年ほどで、ものになる可能性があるということで、お答えをさせていただいたところです。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。公民分館の建設っていうところの4年度の内容ですけども、令和2年度から希望地区が何地区がございまして、結果としては、公民館、公民分館建設ということで進めていくところでしたが、先ほど総務課長からありましたように行政区の再編と統合を視野に入れた公民分館の建設というお話が出てまいりました。その中で、自己資金の1割に関する検討等も行ってきたわけですけども、先ほどありましたように各区の統合するまだ気運がなかなか高まらなくてその部分がまとまらなかったというところで現在公民分館の建設については、進んでいないという状況にあるところです。

◎議長（森岡 勉君） 11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。行政区の再編については、5年度以降も地区の座談会を行っていかれるんでしょうか。それとですね、この農林部門のクヌギの植林もですね、まだ検討中ってある中でですよ、課内でもですよ、重々をお話いただいて、そしてここに載せるべきじゃなかったかなと今ですね課長の答弁を聞いていてそう感じました。で、このクヌギの植林というのをここに掲げたらですね、実際行われるのかなあというような感じがしますのでしょうか、この計画に向けてもですよ、もうちょっと課で議論し合っってここに掲載していただきたいと思います。また教育部門でもですね、一時避難所機能を有する公民分館の建設って書いてありますので、今年はどこかできるのかな、そんな感じがします。ですから、もう少しですねこの、ここに掲載するまでですよ、もうちょっと課でですね、御検討をお願いして、ここに実際やるぞという意気込みのですね、掲載の仕方を私はお願いしたいと思います。一時避難所のこの公民分館の建設についてもですよ、前町長は、個人負担はないですよ、町の負担だけですよとかっていう発言も聞いておりますので、やはりそこ辺のところですね、区の公民分館の建設も遅れているぞという部分もあります。もう少しですね、部門って書いてありますけどもこの課内ですね、

しっかり議論し合っここに掲載すべきと思いますが、その点を町長お伺いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい、確かにですね、もう少し内容をとといいますか、検討した上での公表があるべきだったと。そして私としても言動等には十分注意しながら、政策等についてはお話をしていきたいと思っております。確かに行政区そして公民分館と、非常に今後も課題が山積しておりますので、議員の皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（森岡 勉君） 質疑の途中でございますけれども、ここで休憩いたしたいと思ひます。午後は13時30分より再開いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。引き続き質疑を続けます。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、お尋ねします。決算審査意見書でございますが、12ページでございます。投資的経費でございますが、2年度、3年度、4年度、12表でございますが、18億、14億、27億。それ以前の確認をしましたが、平成29年度からまで確認しますと17億、平成30が19億、令和元年度が17億でございます。この今回の意見書の中の12表で令和2年度以降。いろんな諸事情があるのは重々承知しておりますが、27億7,000万ですね、投資的経費。その中で単独事業をちょっと見ますと19億、午前中の議論でもちょっとありましたが、単独事業ということで補助事業等がなかなか対応出来ない分野についてはこういった形になる。これ議会も含めてですね、最終的に認めたというかその議論してきた結果の最終的な予算執行の結果はこういうことで結果でございますので、ただこの数字だけ比較したときですね、数字の比較だけが全てじゃないんですが今言いましたように、少なくともここ5、6年の中で突出した数字が出てきております。令和5年度もですね繰越し継続で、かなりの数字が恐らく令和5年の決算も今後出てくる。その点についてまず現時点での町のほうの予算は、結果は結果ということで終わるんですが、御認識についてちょっとお伺いをしたいと思ひます。と、もう1点でございますが、意見書の最終ページでございます。最終ページの1ページ目ですね、28ページ最下段のほう、下から3行目ですね。一般財源が伸長することが望めないことから、臨時財政対策債などを活用していかない限り云々というのがあります。臨時対策債などを活用していかない限り財政の硬直化が進み、臨時財政対策債の活用という表現をされていますが、これについて、こういう指摘というか意見が出たことに関しましてですね、財政課の、これ、このことに関しましてどういう御判断をされているかをですねちょっとお尋ねしたいと思ひます。以上2点をお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） まず1点目の投資的経費が大きくなっているというようなこと

をどのようにとらえるかというお話ですけれども、投資的経費についてはですね、御指摘のとおり第2庁舎の建設、それからあさぎり中学校の長寿命化の改修工事と災害復旧工事、復旧事業についてに関しまして大きな伸びを見せているところでございます。で、こちらにつきましてはですね、町債に、町債で賄っているところであるんですけれども、令和5年度までは、個別施設計画の推進のために例外的に償還額を超える起債を行っているところでございます。このことから公債費は、今後伸びを見せることが確実な状況でございまして実質公債比率と経常収支比率の悪化が懸念されております。で、午前中の小見田議員のときにもお話ししたんですけれども、令和6年度以降はですね、起債枠を設けながら投資的経費の原点に立ち返ってですね、事業を実施してまいりたいと考えております。次に2点目です。28ページの今後計上一般財源が伸長することは望めないことから、臨時財政対策債などを活用していかない限り財政の硬直化が進み経常収支比率が高くなっていくというようなことについての受け止めということなんですけれども、臨時財政対策債といいますのは、国が自治体に対する交付税の財源不足に対処するために発行するものでございまして、元利償還金は全額交付税で賄われることとなっておりますので、実質交付税と同等のものと認識しております。で、こちらにつきましては臨時財政対策債などを活用していかない限りというような文脈でございまして、監査委員のほうは有利な起債を活用して、活用するというようなことを、御助言いただいたのかなというふうに受け止めをしております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。2点目の臨時財政対策債を活用というのは、これは、市町村には選択権はないんですよ一言で言いますと。これも交付税の振替措置ですから、ですから、ここの意味合いはですね、ちょっと私はこれをこういう指摘を受けたからといってですよ、町はどういう対応をされるのかなというなことで、全然意味不明というふうに私はとらえてしまったんですが。そこで、議長のこの件についてですね、監査委員にお尋ねしたいと思うんですよ。この指摘はですね、ちょっと調べましたらこの4年間同じような文脈で、4回ともここに出てきております。毎年。どういう意味なのかですね、もう私は常々ずっと思ってますけど、ちょっと今年はもうお尋ねをせざるを得ないと思ひまして、お尋ねをしたいと思ってるところでございます。あわせてもう1件別途お尋ねして、もう質問しておきます。先ほどの最初の方の質問ですね。投資的経費、その中で先ほどちょっと課長の御答弁もありましたが、令和4年度あるいは5年度は、要するに特別な年、表現ちょっと違いましたけどそういう年だからというふうなことでございましたが、特別な年、毎年、毎々が特別な年になってしまいますのでそこに俗に言う財政規律というか、そういう枠を枠と申しますか、それをきちんとして当てはめていくのがですね、財政計画であつたりとかですよ、そういうものだと思いますので、そういう意味合いでですね、ちょっと町長おられる前で申し訳ないんですけど町長も新しくなられて町長の思いを持っておられると思うんですよ。それを実現するためには当然投資が必要になってまいります。ただそこにどの程度どうするかという根拠のある数字をどれだけ持っていけるか、そういったものをするのが財政計画あるいはいろんな総合計画いろんなものがあるだろうというふうに私は認識しております。その中でやっぱりそれぞれ首長の考え方がもう過ぎたこと言っ

もあれなんですけど、ここ2、3年その財政規律、私の言葉で言う財政規律が多少緩んでいた。が、結果的に先ほどの27億であると、私はそういうふうに捉えております。一つ一つの事業はどうかじゃなくてですね、そういった部分はやっぱり首長だけの責任、責任というかそういうことじゃなくて、町全体として当然議会も含めてですけど、そういうことをしていかないと午前中ちょっと申し上げましたが、今から厳しくなって先ほどの臨時財政対策債はありませんが、臨時財政対策債は、今後縮小していくわけですからですね、さっき午前中も申し上げました起債残高の中に臨時財政対策債の残額はだんだん減ってきます。ですから同額であってもですね、臨時財政対策債が減るということは、起債残高が同額であるということではですね、財政悪化なんですよ、完全なる。今恐らく40億ぐらい臨時財政対策債あるんじゃないかなと思いますが、それが償還されていく100%の交付税措置で、その結果、同じ例えば100億の起債残高ということは、後年度の財政負担というのは実質増えていってるんですよ。そういうことをきちんと押さえていかないと、だからそういう意味でのこの臨時財政対策債の活用なのかよく分かりませんが、そういうことを踏まえて、で、ここでお尋ねしたいのは1点目のほうに戻りますが、戻りますが、個別施設、個別施設整備計画、ここ2年ほどはいろんな事業をするときに個別施設計画に基づいてというような発言を予算説明、事業説明されてこられています。それは当然でございますが、個別施設計画の見直し、そういったものはですね、どんな、どのように今考えておられるか。8年、令和8年までの今の期の計画の中を、で、どういうふうな方針をされるか。今、今言いました私は財政的な視点からその見直しをどう考えておられるかについて、それが2点目の質問でございますので、よろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 個別施設計画の見直しに関するお尋ねですけれども、個別施設計画における各事業がですね、施設の所管課で今、実施していくことになり、なっておりますけれども、計画策定後にはですね、財政課におきまして進捗状況や課題事項、今後の予定について、各所属に調査を行いまして状況を把握するとともに、各所管所属と課題を共有して、計画の円滑な無実行に向けて取り組むこととしております。今年度につきましては計画の中間年ということになりますことから、計画の見直しについて取り組む必要があると認識しております。各所管の施策の状況につきまして、今後調査をいたしまして現時点の課題を共有したいと考えております。今後も調査を通じて各施設の課題を把握して、財政課からですね、財政面も含めた必要な助言等を行っていきたいと考えております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 4番加賀山議員は、監査委員の席で答弁をお願いします。はい、加賀山監査委員。

●議選監査委員（加賀山 瑞津子さん） はい、お尋ねがありました臨時財政対策債などという項目につきましてでございます。（議長より、起立答弁の促しあり）はい、失礼いたしました。臨時財政対策債などという項目につきましてです。1番議員おっしゃられたとおり、これは町のほうとしてできる内容ではないという解釈もございますが、私たちみんな財源について考えるという意味で、今までもこの言葉がずっと出されておりましたので、私たちが監査の時にもこの文言を使っております。ただ、先ほど財政課の課長のほうからも言っていたいただきましたが、等とい

う言葉の中に有利な起債を活用して欲しいという意味で使っております。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、加賀山監査委員にはありがとうございました。これ先ほど言いましたように4年間ずっと使われてたので、あえて加賀山監査委員の任期中の中ですね、毎年の言葉でしたのでこれも今までずっと私は気になってたこととございますが今年度使われてたということで確認をさせていただきました。ただ私の考えというか意見は先ほど言いましたとおり臨時財政対策債という言葉でここで使うのは不適當だと思います。臨時財政対策債は、起債という名前がついておりますけど、あれはもうとにかく国の公債費を地方に振替えているだけの話であって、普通交付税と何ら実質変わらないと私はそういうふうに思っています。私はですよ。通常の起債とは全然違うし、町の選択肢はない。そういう性格のものでありますので、あえてここで取上げさせていただきました監査委員には大変お世話になりましたありがとうございます。1点一つ目のほうのお話に戻らせていただきます。議長ちょっと資料よろしいでしょうか。（はい、許可します）送らせていただきます。公共施設マネジメントの委員会ですね、すいません、失礼しました。これは今ちょっと送らせていただきました、令和3年3月26日の公共施設マネジメント調査委員会の中の個別施設計画の議論の中であったものでございます。この下のスケジュールの下に書いてあります、先ほど課長から御答弁ありましたとおり下の枠の二つ目の四角といいますかね、中間年の令和5年度に定期見直しをして書いてあります。最後の下2行、ただし社会情勢の変化や国の財政改正などにより大幅な事業計画の変更を余儀なくされる場合は必要に応じて適宜見直しを行っていきと、します。特に第5章部分、P38から75、これが具体的な各施設ごとの計画でございます、この部分が。ここで、これ私が申し上げたいのは、先ほどちょっと触れました。この2年間の中でいろんな事業ですね、推進、実際的に事業説明予算説明のときですね、個別施設計画に基づきやりますということをおっしゃっています。そのとおりですね。ただ先ほどちょっと触れました財政状況こうなってきた中あるいはこの個別施設計画の中で、各施設ごとの事業費、解体費、この時上がった事業費と実際の設計額、実施額ですね予算額、比較をそれぞれしていきますと大きな乖離が出ております。そういうことがある中で、それ仕方ない話なんです今の物価高騰云々ですね、それがあつた中で個別施設計画だからということで、もうちょっと言葉があれですけど思考を停止してですね、それに基づいてやっていくということだけで進んでいっていいのかなという疑問が私にはあります。今年度はたまたまですね、総合計画とかいろんな各計画ですね、策定期間を今されております。個別施設計画もですね、今、今何か調査をされて云々っておっしゃいましたけども、総合計画策定の中で実施計画につながっていく中で、既に個別施設計画の見直しもですよ、今年度やらなくちゃいけない定期見直しのときなんですよね。今から各課に担当課に調査をかけて今から見直しをしていく。総合計画も並行して進んでいってるんですよ。何かちょっとこの9月のこのタイミングでどうなのかなという疑問が私は沸いております。総合計画を統一して全ての計画を横並びというか、整合性をとりましょうというので今度総合計画を今年度引き寄せて策定してるんですよ。そこあたりを本当にいろんな各計画の整合性をとろうとか各課横の連携をきちんととって、町全体の計画ができ上がっていくのかなというような心配をちょっとだけしております。私一般質問でも触れたと思いますが、

そういう意味合いでここでちょっと触れさせていただきました。再度お尋ねします。この定期見直しですよ、総合計画とかそういった他所、他の計画とのですよ、整合性というか調整、そこ辺りを今、どのようにされているか。企画政策課の管轄になってしまうのかどうか分かりませんが、その付近をちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。ただいまの御質問ですけれども、今年度ですね総合戦略を1年前倒しまして総合戦略、総合計画ですね、こちらのほうと一本化するというところで実際今動いております。他ですね所管の計画につきましてもトータルシステムこちらのほうを活用したりとかですね、そういったところで一本化に向けて作業を進めているところでございます。個別施設計画におきましても、ちょっと私のほうでですね、実際まだ詳しいところ把握していませんが、担当者レベルでのですね打合せ等は進んでいるものというふうに思っているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 加賀山監査委員、自席のほうへお帰りください。町長。

●町長（北口 俊朗君） はい、個別施設計画につきまして、総合計画と絡みはどうあるのかと考えますとですね、やはり個別施設計画につきましては、実施計画のローリングによって見直しはされると思うんですね。総合計画については、大まかな、要するに個別計画を、に基づいて実施しますということでもいいと思うんですね。その中で一つ一つの施設については実施計画で見直していくというような形でもいいのではないかなと私は思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質問ありますか。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい、13番です。前回の続きで教育委員会の町の花、りゅうきんかですね、これについては指摘をしておきました作業日報、工程作業、日報って言いますかね、どういう名前になってるか分かりませんが、多分出来てるんだろうというふうに私は思います。そこで今のりゅうきんかの状況というのはもう写真等で見ましたけれども、もう本当に絶滅寸前のところまで来てるかなと思っておりますが、議選監査委員にお尋ねをしたいのは、実は行政監査をですね、しておられるのか、おられないのかそれは分かりませんが、こういった年間を通した委託業務に対しての監査ですね、行政監査。こういったことについてされておられるのか、どのような事業を抽出され監査されているのか。またそれに対しての指導というのはされているのか。今回改めてそのりゅうきんかの問題がですね、もう町の花でありますんで、非常に心配をしておりますので、あえて監査委員としてのお考えをお伺いをまずはしたいと思います。それと総務課にお尋ねしますが、これはページ101ページですね。これも監査、監査といいますが、審査の中で、消防の報酬の問題が指摘がございました。これの引上げについてはやはり団員確保のために必要ではないかということの質問でありましたが、町長は、上球磨の町村と協議をしたいという答弁がそこであってございました。じゃ、この辺は本当に関係町村との均等といえますかね、そういうものもあるでしょうから非常に難しい面もあるのかなと思いつつ、そこでお尋ねするのが、私は、令和3年の12月の議会で費用弁償の問題を取上げましたが、消防団員にしてもそうでありますが、今年度の4年度の決算審査の中で459万2,028円が費用弁償として消防団員に支払われております。消防団条例を見ますと、報酬ですね、年額の報酬

以外に災害及び行方不明者の捜査にに従事した場合は、1回につき2,000円。それが時間を超えていくなれば、2,000円をずっと加算をしていくということになっております。ここはですね、その部分と費用弁償は多分別に支払われてるんじゃないのかなと私はこの条例から見ると思いますが、年報酬を払って、そして、その報酬の中に、の枠の中に本来は出動手当ですね、本来は。それが報酬で払いますと、こういう書き方、こういう書き方というのが果たしていいのかなと思うんですけども報酬の二重払いになるんじゃないのかなというふうにも考えますが、その辺の見解とあわせて、費用弁償が個人に届いているのかどうか。報酬は今個人振り込みになっておりますが、費用弁償については、部単位の振り込みというふうになっております。この辺は団員個人個人に行き渡っているのかというのは、把握されているのか。2点ですね。そこでもう1点。もう一遍に聞きますね、3回しか出来ませんので。じゃ、この今あさぎり町は1,100円ですね。これはいつ出来たんですかね、決められたのでしょうか。私は、私も勘違いしておりましたですね、合併前の旧町村の例規集を調べさせていただきましたが、全てが1,700円でした。あさぎり町になってこの金額になったんだろうと思うんですけども、そうであるならばもう20年ですよ。この金額が1,100円というのは。そして郡内でもですよ、もう下のほうですよ。1,000円のところもあるんですが、その次が1,100円。高いところは、1,500円、1,600円もあります。非常に報酬等についてはですね、やっぱり関係町村との関係もあるんでなかなかいじることは出来ないんでしょうけれども、そうであるならばこの費用弁償もですよ、見直して少なくとも均等ぐらいといいますかね平均値ぐらいに上げて、消防団等々のですね、活躍にしっかりと対応してあげるといってもこれ必要ではないのかなというふうにも思うんです。3年の12月の中では、町長でしたか総務課長は、検討するという答弁でした。検討するというのは前向きに答弁するということではなかったんで、何もしてないんじゃないのかなと思うんですが、町長、やっぱりこういったことについてはもう1回前向きにですよ、前向きに検討をする。はい。でないと報酬をいじられんとだったら、この辺はやっぱりしっかりと平均並みにですよ、あさぎりが1番下じゃあんまりかっこ悪いじゃないですか。その辺は少し見直しをしてあげていただきたいというふうにも思います。その辺を御回答いただきたい。それと今度は教育委員会、先ほどのりゅうきんかの問題ですが、もうあんまり突っ込んだ質問はいたしません。ただ、今一柳先生来ていただいてですね、一生懸命になっていただいておりますんで、今までのこの令和2年度、3年度、4年度、作業日報等々をですよ、全て見ていただいて、どこに問題があったのか。私はやっぱり精査していただくということは本当に大事ではないのかなと思うんですね。本当に温暖化のだけの問題なのか。これを同じ時期に撮られている写真を見ても赤茶けて枯れてる部分もあります。そういったところが何でこうなったのか。いろいろ先生に見てもらえば分かると思うんで、しっかりとオープンにして私は先生の御指導いただいたほうが1番いいのではないのかなというふうにも思いますのでその辺についての御回答。それとあわせてですね、合併前に免田町の祭りでりゅうきんかの株を販売されてたという話も聞かせていただきました。そうであるならば、私は買った人が育ててる可能性が私は大だろうと思うんですね。この地域の中で。ですから区長会等でもですよ、お話いただいて、もしですね買って育てる人たちがおれば、株を将来もっと増やしていただくこともこれはもう大事ですけども、あとそれをですね、いずれかは株分けをし

ていただいて、ここに元に戻すような方法は、私はとったほうが1番手っ取り早いんじゃないのかなと思いますんで、町内のそういった方々の調査といいますかね、区長さん方にお話すれば、大体情報はお持ちでしょうから、是非そのような形も一つはとっていただければというふうに思いますけれども。ですから、あくまでもですよ。盗掘じゃないですからね、これは。盗掘して増やした、そんな話をするとこれ大変なことになる。やっぱり皆さん方はそういう人たちはあさぎり町にはおられんと思う、おられませんか、やっぱり合併以前にそういったことは経緯があるわけですから、そういうことから考えると大事に大事に育てておられる方もおられるんで、ぜひそういう方々から株分けをしていただいて、ここの増殖をどうするかということも一方、先生方とですね、協議していただきたいというふうに思います。はい、まずそこから、はい。

◎議長（森岡 勉君） 4番加賀山議員、監査委員席のほうにお願いします。加賀山監査委員。

●議選監査委員（加賀山 瑞津子さん） はい。1番の質問のりゅうきんかの花に関連したところで、監査でどういう事業監査のほうをしているかということのお尋ねがございましたので、お答えいたします。主に監査室で毎月例月監査をしておりますが、定期監査の際に指定管理施設、学校、消防団、水道施設等回っております。その中で現場のほうを見て、問題点の確認をしているところでございます。ただりゅうきんかにつきましては、私たちもちょっと抜けていたという形ではございませんが、今回、何名かの議員の方からも御指摘がありまして大切な町花ではございますので、今度の定期監査の際にでも、きちんと回るコースの中に入れてまいりたいと思っております。また文化財等の補助修復に関しましては、毎月の例月の中にも出てきておりますが、その中で場所であり、文化財の価値でありという話は、代表監査委員のほうとしながら文化財関係についても、対応しているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい消防団員の報酬の件ということございました。消防団員はですね、報酬と費用弁償ということで報酬のほうは前回といいますか、豊永議員のほうからですね、団長の報酬の話もございましたけど、年報酬それからこれは、令和4年の3月の8日にですね、条例の一部を改正しておりまして、報酬につきましては、年報酬と出動報酬を令和4年の3月の8日の日に一部改正ということをお願いしまして火災とか風水害ですね、また行方不明者の捜索に出た場合はこれ出動報酬ということで、1回2,000円ということに変更をしております。それまでは火災については1,700円という、もう一律1,700円ということでもございましたけど、出動報酬、令和4年の3月にお願ひしました条例改正によりまして1回2,000円、それから2時間を超えればですね、以後2時間ごとに2,000円を加算していくということで報酬につきましては、年の報酬と火災、災害等に出動したときの出動報酬ということに分けております。それから先ほど話がありました費用弁償。費用弁償はですね、災害等じゃなくて式典とか訓練とかそういうふうに年末警戒とか防火パレード、そういうときに出ていただいた場合は、1,100円をお支払いしておるという状況でございます。で、1,100円がいつからかっていう質問がですね、私、ここにおいていつからかっていうのが、なかなか言えない。ずっとほぼ旅費とですね、その関係で1,100円に長らく1,100円というふうには認識をしております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 総務課長。振り込み状況。山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。報酬等の振り込み状況でございますけど、近頃の新聞等にも出ておりましたけど、団員の報酬ですね、幹部につきましては個人のほうに支払いをしております。と、年報酬で一般団員につきましては、部の運営経費そういうものに充てるということで、部のほうにお支払いをしております。ただし先ほど説明いたしました火災や行方不明者等に、の時にですね、出ていただきました報酬につきましては、個人の口座のほうに振り込みをしておる状況でございます。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。それでは、まずリュウキンカのどこに問題があってこういう状態になってしまったのかと、そういった中で作業日誌を確認しながらということでした。リュウキンカの業務委託のほうでも作業日誌を提出いただいておりますので、今後は、研究しながらそういった作業日誌も確認していただきながら、原因を追及したいと思っておりますけども、やはり最初に先生とお話した時には、周辺の水路の改変、埋立て、集水域の開発、気候変動という中で丸池の生育環境が変化してきたのではないかと。外来種等も言われておりましたけれどもやはり先ほど町長からもありましたように、気象状況によりまして南限がこう上がってきているというのも一つ大きな要因ではないかなと考えております。先ほど議員からお話がありました2点目のリュウキンカの株を確かにたくさんのお家庭で育てていただいていると思います。今後区長会でもそういったお話をして、株分けをしていただくというのも一つの対応かなと考えているところですが、そうした場合に、また課題等も出てくると思いますので、そういったところも整理をしながらリュウキンカがまた沢山咲いてくれるように対応をしていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、リュウキンカにつきましては、平成3年度にやはり丸池は自然の状態に戻したほうがいいというような指導を受けました。その指導を受けまして、一応、取水口を設けまして、水がきちんと入るようなことを一応毎日やりました。しかし今回やはりこういうような状況になった背景には、やっぱり何かあると。専門家の話では、浸水量が減ったと。それによって地下水の流量が減ったために土の中の温度が上がったのも原因の一つではないかというような御指摘も受けましたので、今現在、土の中に温度計を設置しまして、今継続中でございます。今後そういうものをのデータを基にしながら、今後、リュウキンカを育てていく場所としてどこが一番適しているかということも、今後専門家の意見を聞きながら取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 教育長。平成3年とおっしゃったんですけど、令和じゃないですか。

●教育長（米良 隆夫君） 平成3年度にもっと自然の状態に戻すようなことを取り組むようにというふうに指導を受けたところでございますので、そのあと継続してずっと平成4年度と、令和です、申し訳ございません。令和です。訂正いたします、令和です。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 議選の監査委員は定期監査でという話でしたが、というのはやっぱり行政監査というのは実施していないということですかね。私は、行政監査というのは非常に大事なところで、やっぱり例えば今回の問題にしてもそうですが、委託料でも何百万て出すわけ

で、それが本当に効果があっているのかどうかというのを見るのが私は行政監査だというふうに思うんですね。定期監査、そういったものはもう通常の監査であって、視点が違うと思うんですね。例月でもそうでしょう。全く違ってくる監査の在り方というのが。ですからあえてそういうお話をしたわけで、ですから、かなりのいろんな、いろんな事業をやってるんで、やっぱりそれを全部やるということは私は不可能だと思います。ですから、1年のうちにどれとどれと抽出して、本当にそれだけの効果があっているのかどうかという事業をしっかりと評価できるような監査というのが私は行政監査というふうに私自身は思っておりますので、やっぱりもう1回その辺はお考えをいただいてお金が出てくるから、間違いなく何て言いますかね、収入と支出があっているからそれでいいという話じゃないもんですから、はい。そこを少し御理解いただいて、しっかりとお願いをできればなということですので今後に期待したいと思います。それ、町長に、から答弁はあっておりませんが、費用弁償の見直し。今のあさぎり町が置かれてる状況というのも十分お分かりでしょうし、近隣の状況というのもよくお分かりだろうし、その辺から考えたときに、これが本当にあさぎり町に適した妥当な金額なのかということですけども、その辺を御回答いただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。そうですね再度、実態と根拠などを精査してみたいと思います。その上で判断したいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 加賀山監査委員。

●議選監査委員（加賀山 瑞津子さん） はい。溝口議員のほうから監査の効果的、しっかり評価につながる監査をして欲しい、今後を期待するというお言葉をいただきましたので、残りの期間精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。この4年度の決算の中でいろんな指摘がっておりますが、まだそれを尾を引いて、今5年度の事業にも影響してる部分があります。前町長と町長の考え方、また手法というものは、私は若干違うんじゃないのかなと、今就任されてからの様子を見てみるとそのような受け止め方をしてるわけですが、やっぱり今大きな事業が議会の中で行ったり来たりしながら、非常に本来は、2、3歩すぐ進まにゃいかんことが、半歩しか進まない事業もですね、あるような気がいたします。それはやはり今までの1年間のこのこと見てみて課長さんたちが全て悪いじゃなくてももうそれに私は染まってしまってる部分があるんじゃないのかなと思って、例えば、本当はしっかりと議会に説明をした上で事業を進めるべきものが、もう何もこうこっちででき上がってしもて、予算もついて、もうこればせんばいかんと。これに反対したら、もう議会が悪もんだと。そういう手法が今まで取られてきて、きたというふうに私は受け止めてるんですよ。ここの辺の手法は私は職員の皆さんも首長さんも変えていただいて、やっぱり議会としっかりと向き合って、2元代表制の中でそして議会は議会の意見をしっかりと聞いた上で事を進めていく。私はそういった手法のほうは事は進むんじゃないかなと、うまく。私はそう思います。いろんな形の中で質問が出とったように、公民分館の問題もそうですけれども、私たちは何も知らない中でどんどん先行って。して、結果とすれば何も全然進まない結果になってしまっ

るんですよ。だけど前回の一般質問で申し上げたように、自分から出て行って、そしてそこで回答して、その回答が、議会、それからですね、町民に説明して回答して、して戻ってきて、じゃあ議会で検討してくれて、まだ検討することまだなかったわけですけども。それに今度は自分の考え方、それに議会に相談したことが通らなかつたら、また先ほど言ったように議会が悪もと。そういう対立構図をずーっと作ってこられた経緯があります。これでは私は絶対いい町にはならないと思っています。ですから、今後の方針として今申し上げたようにしっかりと議会と対話をしながら、協議をしながら、是非、事を進めていっていただきたい。その辺は私は職員にもしっかりと私は指導していただきたい。そのように思います。それが、今後の町の発展につながると思いますので、是非改めてですね、町の姿勢、町長の姿勢を問うて終わりたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。そうですね、就任してずっと、やはり議会と議会の理解を得てから事を進めるということを私はしてきたつもりです。当然スピード感というものは以前より劣るかもしれませんが、着実に前に進めるためにはやはり議会との同調あるいは同時進行ってというような形で、進むべきが進むことが町の発展につながると思っておりますので、今後ともこのようなやり方で進めていきたいと思っておりますので、職員の皆さんにも徹底していきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 加賀山監査委員は自席のほうへお願いいたします。質疑ありませんね。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第1号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

◎議長（森岡 勉君） ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時29分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第4、認定第2号令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足の説明はございませんか。ありません。ありませんね。補足説明がありません。これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから認定第2号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第5、認定第3号令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足の説明ありませんか。補足説明ありません。これから、総括質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第3号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数で

す。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第6、認定第4号令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明ありません。これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、1点、質問いたします。ページは13ページでございます。ここに介護予防日常生活支援総合事業関係の予算が上がっており、予算、決算状況が上がっておりますけど、訪問介護についてですね、介護関係の現状がですね、非常に新聞紙上等でもございますけど人手が不足ということで、訪問介護で社協等がですね、休止をしたり、いろいろ事業体としても撤退するようなケースもあるようございますけど、あさぎり町の現状は今のどのような状況になっているのか、それについてまず伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。確かに介護人材の不足というのは非常に問題でございまして課題となっているところでございます。今現在その数字でですね、どれだけということは、ちょっと申し上げる資料持っておりませんが、民間の施設のほうが非常に人材不足ということもございまして、社協のほうに社協のほうはその分をカバーしていかなければならないといったような状況は、見られておるところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい今後、高齢者が増えていく場合においてですね施設等、また医療関係、いろんなところでその施設等にカバー出来ない部分を在宅でというのが地域包括ケアシステムというふうなことで、今後行われるようになっておりますけど、その在宅においてのこの今、課長から説明いただきましたように、中々介護報酬等の問題とか、そういういろんな採算のことですね、利用者を引き受けることが将来出来にくいような状況になろうと思う時に社協にその分を依存していく可能性が大いにあるんですけど、社協のほうとしましてもその経営体としてその部分に関して、今のような状況であるならばなかなか受けにくいという状況になった場合にですね、社会福祉協議会に訪問介護に対する予算と補助等をですね、今後付けてその辺のところをきちっとカバーできるようにする考えがあるのかどうか、これについても社協の理事長が、である町長にですね、どういう考えか、今後のますます高齢化、団塊の世代が2025年問題がですね、現実的な課題となって、我々の方にのしかかってくると思うんですけど、それに向けたやはりもうどうしてもその社協の採算に対するやっぱ補填というか、それは何らかの財源を補助しなければ、それが住民の高齢者がですね、在宅で最後まで我が家で暮らせるような状況はつくれないと思うんですけど、それについてのお考えを伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。今まさにそういった課題も担当課と社協のほうといろいろと話をしているところでございます。具体的に今のところですね、予算的とか人員的といった具体的な話には至っておりませんが、今後ですね、そういった事態を想定しまして、将来的には、社協のほうにもっと頑張ってください、いただかなければならない状況になってくるのではないかとということで、そういったことも想定しながら、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。確かに介護の中身につきましてはですね、現在老老介護そして認
認介護という形で、全国的にも非常に問題になっている状況になっております。町としまして
ですね、今、介護ヘルパーの養成講座とかそういった講座も開いておりますし、そういった元
気な高齢者の方が高齢者を面倒見ていただくというような、高齢者が活躍できる場面も今後た
くさんあるかと思えます。ですからそういったことも活用しながらですね、この介護については検討
を続けていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 町長に合わせて、質疑いたしますけどその裏づけとしまして、
いずれその問題は財源だと思うんですけど、やはり在宅でホームケア、ホームヘルパーがこられ
て、独居老人とか老人の2人暮らしとか、かなりの世代ありますよね。それに向けてやはり
問題を克服には、財源だと思います。それに向けたその財源を裏づけとするような考えというの
は、今はお持ちではないでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。今の段階では、どれだけの需要がが需要額が必要なのかというの
をつかめてませんので、今後、そういったものを原課そして社協と協議しながら、考えていき
たいと思えます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を
終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定
第4号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがっ
て、認定第4号は認定することに決定いたしました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第7、議案第25号令和4年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理
及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明は。補足説明ありません。これか
ら総括質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、収益的収入の中に、台風災害の時の水道料金の減免措置、
その分が結果的にマイナス出てると思いますが。先日、その実施要綱等が策定されたというふう
に御説明をいただいております。仮の話でございますが、今後あってほしくないんですが、同様
の災害が発生して今回の要綱がある中で、減免措置の対応をする時にやはり緊急を要するという
視点で災害対応と同時並行ですというそういったやり方を予定をされておるんでありましょ
うか。と申しますのが、減免措置水道料の減免するにしてもしないにしても、災害対応、復興等々
が終わって、そこ2、3か月ですね期間が開いてからでもですよ、十分、対応できる要素がある
というふうに私は思っておりますが、ただ、その時点で災害の現状をどう水道事業に関しては対
応するかの問題はあると思えますが、そういうことを含めましてですね、仮定の話でないことを
願う中で仮定の話として、ああいう事態が今後発生したときにですよ、減免措置に対しての事務
処理、事務手続、要するに現場調査等を含めてですね。要するに今回の場合が、それが同時並行
で人手が足りないからその区域を決めて全てを減免する。事後の調査では半数以上が、影響がな

かったという回答をされてる中でそこも減免対象にしたということですね。これも過ぎた話ですから、今後どうするかですね、その付近をちょっと今現時点でお答えをいただき、お考えをいただければと思います。要綱を今度作られましたのでそれに基づいてという、もちろんその前提でございすが。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい、近頃ですけれども減免要綱策定をさせていただきましたが、先日全協のほうでもですね説明させていただきました、基本的には風水害、台風ですね、については、できるだけの調査をしてということとで実際具体的にどういった調査をするのかというのは、なかなかその災害その場その場でですね、どの、どの程度の災害なのかっていうのがありますので、ちょっとその辺についてはその場になってみないとちょっと分からないところあるんですが、町としてもですね町といいますか上下水道課としましては、まずは復旧を進めるというのが大前提になっておりますので、その上でその調査方法とか人員とかですね、どれぐらいかかるのか、そこら辺がまだちょっと不明なものですから、そこについてはまだなかなか、こういった調査をしますというようなことは、今の段階では言えないというふうに考えております。ただしできる限りの調査ですね、聞き取りとかいろいろありますので、考えられますけれどもその中でまずは、ここはもう間違いなく被害を受けているだろうというところを選定しまして、その分について減免措置を行うと。その後に周囲でですねその近くとか、実際水が出なかったとか、水圧が不足していましたとか、濁り水が出ましたと、そういった状況が把握出来ましたら、そちらにつきましては、申請によって減免を考えていくと。もちろんその際にいろいろ聞き取りとかですね、なくてはならないとは思いますが、そういったことで、まずは間違いのないといいますが、こちらで考える狭い狭い範囲といいますが、区域を減免して、その後に被害の影響のあったところを追加でこちらは申請をしていただいて、減免すべきところについては、減免していくというふうな考えで今回要綱を制定させていただいております。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから、議案第25号を採決します。本案は原案どおり認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第25号は原案可決及び認定することに決定しました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第8、議案第26号令和4年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明はありません。これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから、議案第26号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第26号は原案可決及び認定することに決定しました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第9、認定第5号令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。補足説明はございませんか。補足説明ありません。これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認

定第5号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第10、認定第6号令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明ありません。これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これから質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第6号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第11、報告第17号令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと日程第12、報告第18号令和4年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてまでを関連がありますので、一括議題とします。執行部からの説明ありますか。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第17号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率をあさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて次のとおり報告します。報告第18号、令和4年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく公営企業資金不足比率をあさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率審査意見書をつけて次のとおり報告します。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） それではまず報告第17号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告につきまして説明いたします。3ページをお願いいたします。監査委員から提出されました財政健全化判断比率審査意見書となります。下の表を御覧ください。健全化判断比率で、まず実質赤字比率ですが、これは一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。国が定めた早期健全化基準は14.20%ですが、本町におきましては赤字ではございませんので、ここに数字が上がっておりません。次に連結実質赤字比率ですが、これは一般会計ほか、特別会計及び公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。早期健全化比率は19.20%ですが、これも赤字ではございませんので、数値は上がっておりません。次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、早期健全化比率は、早期健全化基準は25%ですが、本町の比率は8.1%ということで、基準内に入っているところでございます。次の将来負担比率ですが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、早期健全化基準は350%ですが、本町におきましては、将来負担額よりも充当可能財源のほうが大きいということから、ここに数値は上がっておりません。続きまして、報告第18号です。令和4年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について説明いたします。3ページをお願いいたします。下の表の資金不足比率ですが、公営企業の資金不足を事業規模である料金収入と比較したものとなりまして、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。経営健全化基準は水道事業、下水道事業いずれも20%となっておりますが、どちらとも赤字ではござ

いませんのでここに数値は上がっておりません。以上で報告第17号及び報告第18号について説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで報告第17号及び第18号を終わります。日程第13、報告第19号令和4年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告についてを議題とします。執行部からの説明報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第19号、令和4年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について。地方自治法第243号の3第2項の規定により、令和4年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について別紙のとおり提出します。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは報告第19号につきまして、令和4年度株式会社あさぎり商社の経営状況について報告をいたします。3ページをお願いします。はい。貸借対照表について御説明を申し上げます。左側、科目欄の上から資産の部でございます。流動資産が4,168万3,499円。内訳につきましてはその下のそれぞれに示しているとおりになります。次いで固定資産が908万3,371円、内訳につきましても、下の示しているとおりでございます。資産の部の合計としましては最下段に示しております5,076万6,870円になります。続きまして、表右の科目の欄で、負債の部になります。流動負債1,891万7,627円、内訳はその下に示しているとおりでございます。中ほどの固定負債につきましては0円、負債の部の合計は、1,891万7,627円となります。続きまして、純資産の部になりますが資本金が900万円。利益剰余金が2,284万9,243円を合わせまして純資産の部の合計が3,184万9,243円になります。負債純資産の部の合計につきましては、5,076万6,870円となります。次のページをお願いいたします。損益計算書になります。1番右側の欄を読み上げていきます。上から順に、売上高1億4,953万5,082円。対前年比としましては、2,170万5,861円の増。売上げ原価1億3,449万6,425円。対前年比としましては、2,193万5,845円の増。売上げの総利益につきましては、1,503万8,657円。対前年比としましては、22万9,984円の減となります。販売費及び一般管理費につきましては、5,986万6,453円。1,572万1,504円の増。売上げの総利益を差引きますと4,482万7,796円の営業損失となります。営業外収益としましては、4,751万7,946円。これにつきましては補助金、委託料、雑収入となっております。対前年比としましては、1,120万1,257円の増となっております。以上の経常利益としましては、268万2,544円。対前年比として4,475万231円の減となっております。税引き前の当期純利益としましては、268万2,544円。法人税住民税及び事業税が72万9,600円。当期利益としましては195万2,944円となります。8ページをお願いします。部門別の資料となります。ふるさと振興分の部としまして本社、営業販売、ふるさと納税、ごみ袋、ネット販売、加工場、販路開拓、企画部にプロジェクトマネージャー、特定地域づくり設立準備、地域おこし協力隊と位置づけて、位置づけられております。まず、営業販売の全体としましては、1億1,336万1,241円で、このう

ちのふるさと納税分につきましては、1億536万4,807円で、約90%、93%がふるさと納税の売上げとなっております。前年度と比較しますと、1,969万9,781円の増となっております。次にごみ袋につきましては、売上げが755万5,240円で、前年度と比較しますと17万5,120円の増となっております。続きまして、ネット販売につきましては、売上げが2,001万4,848円となっております。前年度と比較しますと、9,000円すいません。失礼しました。9万4,045円の減です。ほぼ前年並みとなっているようでございます。次に加工場につきましては、売上げが860万3,753円で、みそ、豆腐、豆腐ハンバーグ、受託加工が主なもので前年度と比較しました時に、76万3,575円の増となっております。4枠目の左の欄、丸の15販売、すいません、販路開拓強化事業助成金500万円。丸の16ふるさと納税業務委託料3,109万8,159円。指定管理料としまして、指定管理料企画部業務委託としまして1,059万4,330円となります。内訳につきましては右の欄に示しているとおおり、失礼しました左の欄に示しているとおおりとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで報告第19号を終わります。日程第14、報告第20号権利の放棄についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第20号、権利の放棄について提案いたします。次のとおり権利を放棄したので報告します。提案理由を申し上げます。権利の放棄について、あさぎり町債権管理条例第8条の規定により、議会に報告する必要があるためです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは報告第20号について説明をさせていただきます。まず1番、権利の内容、水道料金債権でございます。次に2、放棄する債権額等、件数が4件、金額として13万4,171円となります。3の放棄の理由につきましては、あさぎり町債権管理条例第7条第1項及び第5号の規定により債権者が著しい生活困窮状態また会社の実態がなく滞納者、滞納処分できる財産がないため、債権回収が著しく困難、不能であると認められたものでございます。4の放棄の時期としましては、案件放棄決裁の日となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで報告第20号を終わります。日程第15、発議第1号あさぎり町議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び支給に関する条例の制定についてを議題とします。本案についての提出者の趣旨の説明を求めます。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 発議1号、令和5年9月15日、あさぎり町議会議長 森岡勉様。提出者 あさぎり町議会議員 溝口峰男、賛成者 あさぎり町議会議員 山口和幸。あさぎり町議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第2項の規定により提出いたします。提案理由を説明いたします。疾病その他の理由により長期間、町議会の会議を欠席することを余儀なくされた議員が、議員報酬や期末手当を辞退または返還することは、公職選挙法に規定される寄附行為に該当する

ため禁止されている。また、このような場合における議員報酬の支給等の在り方について規定した法律等も制定されていないことから、議員が疾病等の事由により長期欠席することとなった場合の議員報酬及び期末手当の減額を行う条例を新たに制定するものです。裏面をお願いいたします。あさぎり町議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例。趣旨でございますが、第1条、この条例は、議員の職責及び議会に対する町民の信頼の確保に鑑み、あさぎり町議会議員以下議員と言うが、療養等の事由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合または議会への町民の信頼に反し、議員としての職責を果たせない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、平成15年あさぎり町条例第36号、以下、議員報酬条例というの特例を定めるものとする。定義であります。第2条に次のように3項目をあげております。次に、議員報酬の減額であります。第3条です。議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬条例第2条の規定により支給されるべき議員報酬の額に町議会の会議を欠席した日から町議会の会議に出席した日の前日までの期間、以下長期欠席の期間というに依じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。長期欠席の期間であります。90日を超え180日以下であるときは、支給割合100分の80。180日を超え365日以下であるとき、100分の70。365日を超えるとき、100分の50であります。次に、期末手当の減額についてでございますが、第4条です。そして次には、適用除外として第5条に書いてありますが、5つの項目をあげておまして、欠席した日が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該欠席をした日を長期欠席の期間に含めないものとするということ、1に公務上の災害により欠席をした日、2番目に議員が出産により欠席をした日、3番目に議員が育児により欠席をした日、4番目に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者または無症状病原体保有者、(5)でございますが、災害その他、議員の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害等に準ずると認めるものとしております。議員報酬の支給停止につきましては第6条に、期末手当の支給停止につきましては第7条に、停止されていた議員報酬及び期末手当の支給については第8条に、停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給については第9条に、減額支給停止及び不支給の効力であります。第10条に記載してあります。附則、この条例は公布の日から施行する。以上であります。

◎議長（森岡 勉君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。溝口議員は自席のほうへお願いいたします。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項字句数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他整理を議長に委任することに決定いたしました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町議会第6回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後3時11分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

議 長 森 岡 勉

署名議員 橋 本 誠

署名議員 小 出 高 明